

誰もが、
自分らしく、
自分の性と身体を
生きていくために

国際人権基準に
基づく
SRHRハンドブック

もくじ

1	はじめに：SRHR for ALL	2
	— 性と生殖に関する健康と権利をすべての人に	
2	SRHRを実現する日本の国際的義務	4
3	人権条約機関から繰り返される勧告	6
4	国連人権理事会 普遍的定期的レビューで出された勧告	8
5	特別手続き任務保持者による報告、提言	10
6	包括的性教育の義務教育への導入を	12
7	性暴力根絶に向けて	14
	— 「No Means No」から「Yes Means Yes」へ	
おわりに	— 私たちの尊厳の根幹としてのSRHR	16

1 はじめに：SRHR (エス・アール・エイチ・アール) for ALL

性と生殖に関する健康と権利をすべての人に

1994年の国際人口開発会議(ICPD、アイ・シー・ピー・ディー)でSRHR(性と生殖に関する健康と権利)が人権課題として明確化されて以降、SRHRの実現に向けて世界各国で様々な努力が重ねられてきました。このハンドブックは、日本においてすべての人のSRHRが尊重・擁護され、誰もが自分らしい人生を歩める社会を実現するために、国際人権の観点から活用できる知識やツールを紹介するものです。政策に携わる方々はもちろん、日々SRHRに関して疑問や課題意識を抱えている皆さまにとって、次の一步を考えるヒントとしてご活用いただければ幸いです。

SRHRとは？

性と生殖の健康

(SRH = Sexual & Reproductive Health)

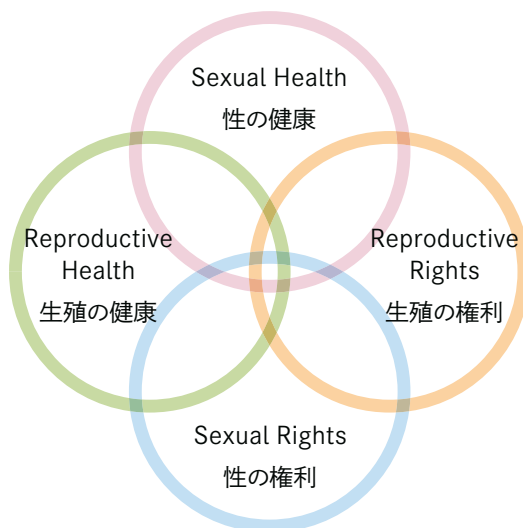
の実現には、

性と生殖の権利

(SRR = Sexual & Reproductive Rights)

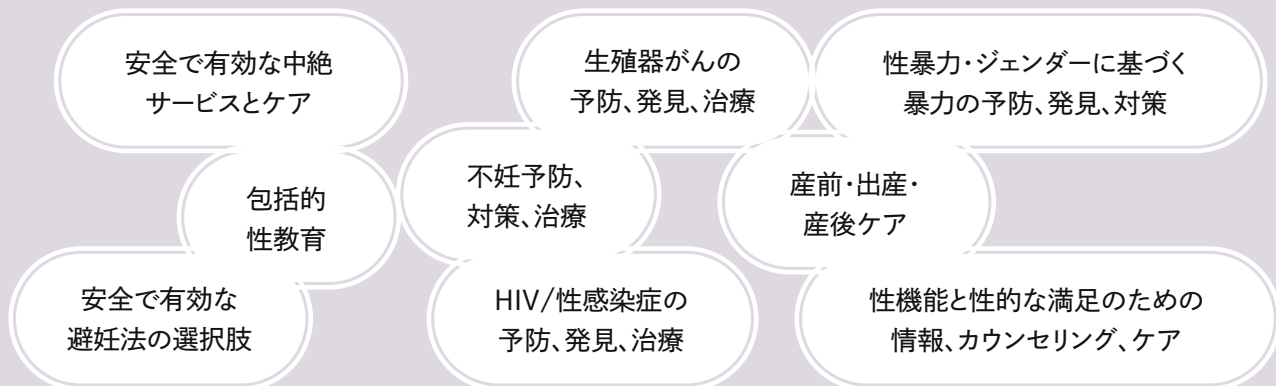
を達成する必要がある、

次のような個人の権利が尊重されなくてはなりません。



- 自分の身体は自分のものであり、プライバシーや個人の自主性が尊重されること
- 自分の性的指向、性自認、性表現を含めたセクシュアリティについて自由に定義できること
- 性的な行動をとるか取らないか、とるなら、その時期を自分で決められること
- 自由に性のパートナーを選べること
- 性体験が安全で楽しめるものであること
- 子どもを持つかどうか、持つとしたらいつ、どのように、何人の子どもを持つかを選べること
- いつ、誰と、結婚するか、それとも結婚しないかを選べること
- 上記に関して必要な情報、資源、サービス、支援を生涯にわたって得られ、これらに関していついかなる時も差別、強制、搾取、暴力を受けないこと

SRHRの保障には、幅広い領域にわたる事業の取組が欠かせません。



SRHRが保障されない社会では、子ども・若者、障害のある人、性的マイノリティ、外国ルーツの人々など、脆弱な立場に置かれやすい人々への影響はとりわけ深刻です。

以下の実情は、日本のSRHRの状況の脆弱さを物語っていると言えます。

2024年度の
年間人工妊娠中絶件数（約13万件）のうち

**約1万件が10代
15歳以下は約500件。**

30代で約4.3万件、40代で約1.2万件。

長年の性教育の不備により、
世代に関わらずSRHRを守る知識が不足。

出典：厚生労働省、2024年度衛生行政報告例の概況

注：人工妊娠中絶は、女性や妊娠する身体をもつ人が意図しない妊娠をした際に、自分の健康を守り、自分らしい人生を選択するために欠かせない重要なヘルスケアの一つです。

トランスジェンダーの人々の

**法的性別変更に対する
生殖不能要件。***

*性別変更に関する「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」を要件とする性同一性障害特例法の規定について、2023年に最高裁は違憲であると判断したが、現在まで制度未改正。手術を強いられた人々への補償制度もなく、外性器の外観要件も存置（2026年4月現在）。

性感染症、とくに**梅毒が若年層でも急増。**

15～24歳の梅毒感染報告数

2014年 **272人**

→ 2024年 **3,532人**

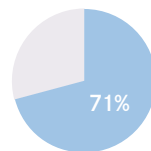
約13倍

出典：厚生労働省、性感染症報告数（2004年～2024年）

移民女性が妊娠を理由に帰国圧力を受け、
孤立出産に追い込まれるケースが
後をたたない。

NGO調査では、対象となった

**女性技能実習生の71%が
妊娠・出産に関する
制約を経験。**



出典：NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク、
2022年、「移民女性の妊娠・出産調査報告書」

旧優生保護法のもと

約2万5千人の障害者に不妊手術。*

*2024年に最高裁で違憲判決、2025年1月に「補償支給法」が施行。

**SRHRをすべての人に
保障することは、
人権の課題です。**

2 SRHRを実現する日本の国際的義務

SRHRは、法的拘束力を有する国際人権条約や、国連決議、国際会議の宣言・行動綱領、専門機関のガイドラインなど、多様な国際的枠組みを通じて国際基準が形成されています。それらの基準が、国連人権メカニズムによるモニタリングと勧告を通じて各国の法律・政策へ反映され、循環的に更新されることでSRHRの保障へとつながっていきます。

SRHRの実現と発展のサイクル

すべての人がSRHRを
享受できる社会へ！

国際基準の形成

多様な枠組みが相互に影響しあい、
SRHRの国際基準を形成し発展させてきた



- 国際人権条約(法的拘束力を有する)
- 条約機関が示す条文解釈の基準(一般的意見)
- 国際的合意・規範
国連総会、人権理事会決議
国際会議で採択された宣言・行動綱領
ex. ICPD 行動計画(1994年)
北京行動綱領(1995年)など
SDGs(持続可能な開発目標)
- 専門的ガイダンス・知見
WHOなど国連機関のガイドライン・基準
国連特別報告者・独立専門家の報告書・提言など



国連人権システムの モニタリングと勧告



各メカニズムが独立して、また相互に
補完しながら各国の状況を把握・評価し、勧告を行う

- 条約機関による政府報告書審査
各条約の条約機関が締約国の報告書を審査し総括
所見として勧告を提示(女性差別撤廃委員会、
子どもの権利委員会など)
- 普遍的定期的レビュー(UPR)
すべての国連加盟国の人権状況について
加盟国同士が相互に審査
- 特別手続き任務保持者による報告・提言
国連人権理事会によって任命され、独立した立場で
テーマ別に人権状況を調査し、報告や提言を行う

フィードバックと基準の強化

実施の成果・課題、新たな知見が、
国際基準の見直しや新たな取組に



- 各国の実施状況、課題、先進的な実践の情報を
国際メカニズムに提供
- 市民社会、当事者の声やデータが課題の可視化
と改善を後押し

国内での実施・政策への反映

国際的な基準や勧告を踏まえ、
各国が法律・政策・制度に反映

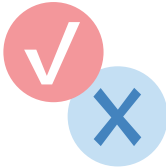


- 各国政府の取組例
- 法制度の整備・改正
 - 政策・計画の策定、実施
 - 予算の確保
 - データ収集・モニタリング
 - 差別の禁止・救済の仕組みの整備 など

SRHRの改善

人々がSRHRに関する情報・サービス・救済へアクセスが向上

世界の多くの国々がSRHRの実現と発展のサイクルの軌道を描くなか、日本のSRHRは多くの課題が残ります。刑法に堕胎罪があり、母体保護法は中絶に配偶者の同意を課すなどSRHRの国際基準に未到達です。義務教育における性教育は依然として不十分であり、一人ひとりが自分のSRHRを理解し守り、自分らしい人生を選択するために必要な知識を得る機会が十分に確保されていません。



国際基準	分野	日本の現状
科学的根拠、人権アプローチに基づいた包括的性教育 (CSE シー・エス・イー)	性教育	性交・妊娠の学習内容を制限する「はどめ規定」
積極的な同意 (Yes Means Yes型) に基づく刑法制度への転換	性暴力対策	不同意性交等罪の成立 (No Means No型)
- 非犯罪化 - 安全で手頃なアクセス - 保険適用	中絶	- 堕胎罪 - 配偶者同意要件 - 保険適用外 (経口の中絶薬も高額であり低い利用率)
- 緊急避妊薬を含む避妊薬の無料または低価格でのアクセス - 多様な選択肢	避妊	- 緊急避妊薬の薬局販売が開始 (2026.2) → 薬剤師の面前服用が条件 - コンドーム主流で女性が主体的に選べる避妊法が少ない - 自主的に不妊手術を希望する際に、既に子を有していること、配偶者の同意を課している
- 法的性別変更に生殖不能要件を含む身体要件を課さない - 同性婚の法制化 - SOGI (ソジ: 性的指向・性自認) を事由に含む包括的差別禁止法の制定	多様な性	- 法的性別変更に生殖不能や外性器の外観要件が課されている - 同性婚の未承認 - 包括的差別禁止法の未整備

これらは単なる制度の違いではなく、
人権を保障する国の義務が果たされていないことを意味します。

3 人権条約機関から繰り返される勧告

主要な国際人権条約の条約機関は、締約国の条約履行状況を定期的に審査しています。日本報告書審査では、SRHRに関して勧告が繰り返し出されています。

条約機関	審査年	SRHRに関する勧告内容(要旨)
女性差別 撤廃委員会 	2003	思春期の性教育とリプロダクティブヘルス情報の強化、女性に対する暴力への対策
	2009	中絶の非犯罪化、SRHサービス改善、性暴力被害者の保護強化
	2016	中絶の非犯罪化、配偶者同意要件撤廃、緊急避妊薬へのアクセス、包括的性教育
	2024	中絶の非犯罪化、 配偶者同意要件撤廃 、 緊急避妊薬へのアクセス 、 包括的性教育、ジェンダーに基づく暴力の防止、法的性別変更における生殖不能要件の 撤廃および被害者への補償、同性カップルの法的保護 フォローアップ項目に指定
社会権規約 委員会 	2001	思春期のリプロダクティブヘルス教育の強化
	2013	SRHの情報・サービスへのアクセス改善
自由権規約 委員会 	1998	女性に対する暴力・DV対策強化
	2008	同性カップルへの差別撤廃、差別禁止法整備
	2014	SRHサービスへのアクセス改善、女性の健康への配慮、レイプの定義の見直し、 DV対策強化、SOGIに基づく差別の禁止と保護
	2022	SOGIに基づく差別を含む包括的差別禁止法、法的性別変更における生殖不能要件への 懸念、性暴力の刑事法制度改善
子どもの 権利委員会 	2010	思春期の性教育、HIV/性感染症予防教育、子どもに対する性暴力防止
	2019	包括的性教育、若者のSRH情報アクセス、子どもに対する性暴力対策
障害者権利 委員会 	2022	障害者のリプロダクティブライツの保障、障害のある子どもへの年齢に応じた性教育、 障害女性への暴力防止、旧優生保護法による強制不妊被害者への補償・救済

条約機関(条約委員会)の構成・選出

人権や法律、医療、教育などの分野に専門性を持つ個人資格の専門家が構成され、各条約の締約国が候補者を推薦し、締約国会議での選挙によって選出されます。選出にあたっては、地域的バランスやジェンダーバランス、法制度の多様性なども考慮されます。

「フォローアップ項目」とは？

女性差別撤廃委員会による第9回日本報告書審査では、中絶の配偶者同意要件の撤廃と、緊急避妊薬へのアクセス改善が「フォローアップ項目」に指定されました。特に緊急性・重要性が高く、短期間で具体的な進展が求められる勧告として締約国は、2年以内に実施状況を追加報告するよう求められます。

包括的性教育

“…年齢に応じた包括的な性に関する指導が、定期的な授業の提供を通じて(中略)学校の教育課程に適切に組み込まれることを確保する”

 女性差別撤廃委員会第9回日本報告書審査総括所見/パラ38c

“質の高い、年齢に適したSRHサービス及び包括的性教育が、全ての障害者、特に障害のある女性及び少女に対して、包括的かつ利用しやすいことを確保すること”

 障害者権利条約第1回日本報告書審査総括所見/パラ54e

“思春期の子どものSRHに関する包括的政策を採択するとともに、SRHに関する教育が(中略)学校の必須カリキュラムの一部として一貫して実施され、かつ思春期の女子および男子がその明確な対象とされることを確保すること”

 子どもの権利委員会第4,5回日本報告者審査総括所見/パラ35a

多様な性

“性同一性障害特例法(2003年)第3条を遅滞なく改正し、(中略)不妊手術を受けなければならなかった全ての被害者が、補償を含む効果的な賠償を受けられるようにする”

 女性差別撤廃委員会第9回日本報告書審査総括所見/パラ42f

“同性カップルが、公営住宅へのアクセス及び同性婚を含む、規約に定められている全ての権利を、締約国の全領域で享受できるようにすること。”

 自由権規約委員会第7回日本報告書総括所見/パラ11b

安全で有効な避妊法の選択肢

“16歳と17歳の少女が緊急避妊薬を入手するために親の同意を得る要件をなくすを含め、全ての女性及び少女に、緊急避妊薬を含む手頃な価格の現代的避妊方法への適切なアクセスを提供する”

 女性差別撤廃委員会第9回日本報告書審査総括所見/パラ42a

安全で有効な中絶

“刑法及び母体保護法を改正して、全ての人工妊娠中絶を合法化及び非犯罪化し(中略)女性の権利、平等及びリプロダクティブライツについて自由な選択をするための経済的及び身体的自律性を完全に実現することを確保する”

“法律を改正し、人工妊娠中絶を求める女性に対する配偶者同意の要件を削除する。”

“安全な人工妊娠中絶サービス(人工妊娠中絶薬を含む)が利用しやすく、手頃な価格で、健康保険の対象となり(中略)全ての女性及び少女が利用できることを確保する”

 女性差別撤廃委員会第9回日本報告書審査総括所見/パラ42b,c,d

移民女性のリプロダクティブライツ

“女性の技能実習生の労働条件の適切な監視を確保する適切なメカニズムを設置し、妊娠による強制帰国や家族の同伴が認められないなどの差別的慣行から女性移民労働者を保護する”

 女性差別撤廃委員会第9回日本報告書審査総括所見/パラ48a

勧告には
法的拘束力がないから
従わなくても良い?



条約機関による勧告は、日本が批准した条約の内容をどう解釈・適用すべきかを示すものであり、条約履行の重要な指針です。実際、条約委員会による勧告が国内の司法判断において考慮された判例もあります。たとえば、相続の取り分について婚外子を差別する民法の規定は、2013年の最高裁違憲判断を受けて撤廃されましたが、この最高裁判決では、自由権規約委員会や子どもの権利委員会が日本への総括所見で、婚外子への相続分差別に対する懸念を繰り返し述べていたことにも触れられていました。

日本国憲法98条2項は、日本が締結した条約を誠実に遵守することを求めています。「法的拘束力がない」という理由だけで条約機関からの勧告を軽視することは、条約を誠実に履行するという憲法上の要請とも整合しません。

4 国連人権理事会 普遍的定期的レビューで出された勧告

条約機関からの勧告が、締約国に対する条約履行の重要な指針となるのに対し、国連加盟国（193か国）すべての国が互いの人権状況を審査する制度として、国連人権理事会に設けられているのが普遍的定期的レビュー（UPR、ユー・ピー・アール）です。

1 オランダ

質の高い近代的避妊法を妊娠可能年齢の女性にとって入手可能で利用しやすく、かつ手頃な価格のものに

2 ノルウェー

中絶や避妊薬を含むSRHに対して安全で時宜にかなう、購入可能な価格帯によるアクセスを確保すること

3 アイスランド

国際基準に沿った包括的性教育を学校の内外で実施すること

4 デンマーク

5 ルクセンブルク

6 ベルギー

特にDV、配偶者間のレイプおよび近親姦を犯罪化する規定を含む女性に対する暴力に十分に対処することを確保するために刑法を改正すること

7 スウェーデン

8 チェコ

9 アイルランド

トランスジェンダーの人々に対する法的性別認定における強制的な不妊手術を廃止すること

10 フランス

11 マルタ

第三者によるSOGIのアウトティングを含め、恣意的又は違法な干渉からLGBTIの人々を保護するための立法措置を講じること

3

2

7

4

9

6

1

5

12

8

13

10

11

24

22

23

改革を促すUPRの役割

国連人権高等弁務官事務所は各地域事務所にUPRアドバイザーを配置し、勧告実施に関する適時の助言を各国に提供しています。UPRは単なる審査や報告にとどまらず、国内の人権をめぐる主要課題を特定し、継続的な改革と協働のプロセスを促進することができます。

ガンビアでは、審査を受けた後、国内協議を通じて、法務省内に新設された「性およびジェンダーに基づく暴力」に特化したセクションの強化が進められました。

サモアでは、国連人権アドバイザーの支援を受けながら、UPRの取り組みをSDGsに関する自発的国

被審査国自身が提出する報告書、国連機関や条約機関などの情報、NGOや市民社会からの情報をもとに、他の加盟国が質問や勧告を行い、被審査国はそれらを受け入れて実施するか、否かを表明します。2023年1月、日本にとって4回目となるUPRでは、審査に加わった **115か国中24か国からSRHRに関連する36の勧告** を受けています。

12 ドイツ

13 オーストリア

14 カナダ

15 米国

SOIEに基づく権利保護と同性婚を法的に承認することを含む包括的差別禁止法を制定すること

16 メキシコ

刑法212条から214条の廃止、および母体保護法14条の改正によって中絶を非犯罪化し、普遍的なヘルスケアとして捉え、配偶者同意条件をなくすこと

17 コスタリカ

学習指導要領を見直して、すべての年齢の児童生徒に対して包括的性教育を実施すること

18 ウルグアイ

SOIEに関わらず人権を促進し保障するよう、特にGID特例法の見直しを通じた法整備を講じること

19 キューバ

20 ドミニカ共和国

21 アルゼンチン

22 オーストラリア

23 ニューゼaland

中絶を非犯罪化し、配偶者の同意を必要とせず、安全かつ合法的に中絶を受けられるよう法律を改正すること

24 南アフリカ

SOIEESCに基づく差別の撤廃のために反差別法を制定し、平等のための国家機関を新たに作ること

勧告の内容

避妊薬(具)のアクセス **2カ国**

安全な中絶へのアクセス **6カ国**

SOIEに基づく差別* **20カ国**

刑法性犯罪の改正 **6カ国**

包括的性教育へのアクセス **2カ国**

* SOIE (性的指向・性自認・性表現)、SOIEESC (性的指向・性自認・性表現・性的特徴)に関する勧告を含む

家レビューと連携させるなど、国内の人権政策とSDGsとの統合も進められています。

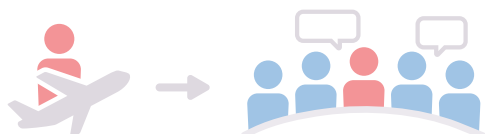
一方で、日本政府がSRHRに関連する36の勧告のうち「フォローアップすることを受け入れる」と回答したのは避妊薬(具)のアクセス向上のわずか1つに留まり、中絶の非犯罪化や包括的性教育、法的性別変更に対する生殖不能要件の廃止については「受け入れない」と回答しました。UPRは、各国が互いの経験や課題を共有しながら人権保障の前進を目指す貴重な仕組みです。国際社会から示されているSRHRに関する勧告を真摯に受け止め、制度改善と対話を進めていくことが求められています。

5 特別手続き任務保持者による報告、提言

国連人権理事会には「特別手続 (Special Procedures)」と呼ばれる制度があり、テーマ別または国別の観点から人権について報告し、助言を行う独立した人権専門家が任務 (マンドート) 保持者として活動します。任務保持者は国連人権理事会によって任命され、国連職員ではなく独立した立場で無報酬です。

特別手続き任務保持者の主な活動

1 国別訪問の実施



人権状況を直接把握するため、各国を訪問し、政府関係者、市民社会、被害者、国連関係機関などと面会・対話を行います。

2 国家その他に対する通報 (communications) の送付を介した、個別の人権侵害の申立てや一般的・構造的懸念への対応



個別事案への対応や、法制度・政策・慣行などに関する一般的・構造的な懸念の改善を促します。

3 人権に関する国際基準の発展に貢献するため、テーマ別研究、専門家協議の開催



新たな課題を分析し、国際基準や指針の発展に貢献します。

独立した専門家として、
人権の保護・促進のために活動します！



独立・中立・客観的

4 アドボカシー活動 および公衆意識向上活動への関与



人権の重要性への理解と支持を広げ、変化を促します。

5 技術協力に関する助言の提供



国連機関・基金・計画・各国政府・地域機関など
人権に基づく法制度・政策・能力強化のための助言を行います。

毎年、人権理事会および国連総会に報告書を提出



2025年11月時点で、46のテーマ別マンデートと13の国別マンデートがあり、SRHRに関して健康に対する権利に関する特別報告者や女性と少女に対する差別に関する作業部会などを中心に重要な報告・提言がなされてきました。



「健康に対する権利に関する国連特別報告者」トラレン・モフォケンさん（2020年7月～2026年7月）による第76回国連総会（2020年）でのスピーチより抜粋

“私は、SRHRが、人権条約上の拘束力ある規定、判例法、そして国際会議における合意文書に根ざした人権であることを強調します。社会権規約委員会是一般の意見第22号において、性と生殖に関する健康への権利は、健康に対する権利の不可欠な一部として、重要な自由と権利保障を含むものであることを明確にしています。”

特別手続き任務保持者による SRHRに関する主な報告書

報告年(文書番号): 報告の主要テーマ

健康に対する権利に関する特別報告者

2004年(E/CN.4/2004/49): SRHに対する権利

“SRHに対する権利は、不寛容、ジェンダー不平等、HIV/AIDS、そして貧困との闘いにおいて欠かさない。”

2011年(A/66/254): 刑事法と健康への権利

“SRHに影響を及ぼす刑法その他の法律・政策に起因する障壁は、健康に対する権利の完全な享有を確保するため、直ちに撤廃されなければならない。”

2021年(A/76/172): COVID-19パンデミック下のSRHR

“医療の実践それ自体が人権促進のための手段であり、医療従事者は、家父長的かつパターンリスティックな医療実践の体制を変革するうえで重要な役割を担っている。女性と少女がSRHRに関して直面している差別の多くは、彼女たちの身体が手段化され、政治化されていることに起因している。”

2022年(A/HRC/50/28): 暴力とその健康に対する権利への影響

“暴力に対する包括的な保健対応は、ジェンダーおよびジェンダーに基づく暴力(GBV)について、包摂的かつ男女二元論を超えたアプローチを採用する必要がある。また、GBVに対応するすべての法律、政策、プログラムおよびサービスは、障害の有無、子ども／大人を問わずすべての人を包摂するものでなければならず、シスジェンダー、トランスジェンダー、ノンバイナリー、クィア、インターセックスの人々を含むべきである。”

女性と少女に対する差別に関する作業部会

2016年(A/HRC/32/44): 女性の健康と安全

“女性が差別なく健康に対する権利を享有するにあたっては、自らの意思にもとづいて利用でき、効果的であり、経済的にも利用しやすいものでなければならない。国家は、法制度上および実際上において、女性の健康に対する権利を尊重し、保護し、実現する第一次的責任を負っている。”

2021年(A/HRC/47/38): 女性と少女のSRHRと危機

“SRHに関するサービス、物資および情報へのアクセスは、常に不可欠であり、とりわけ危機的状況においてはなおさら重要である。危機は、女性と少女の性と生殖に関する健康に不均衡かつ深刻な影響を及ぼし、彼女たちが直面している構造的な不利益や差別をさらに悪化・深刻化させる”

障害者の権利に関する特別報告者

2017年(A/72/133): 障害のある女性と少女のSRHR

“障害のある女性にとって、障害の包摂とジェンダー平等は、彼女たちのSRHRに取り組むことなしには実現されえない。とりわけ、障害のある少女や若い女性は、SRHのニーズと権利が満たされることで、自らのアイデンティティを形成し、その可能性を十分に発揮することができる。”

拷問等に関する特別報告者

2013年(A/HRC/22/53): 医療現場と拷問

“すべての国に対し、女性が刑事罰や報復への恐れなく、妊娠中絶後ケアを含む緊急医療にアクセスできるよう確保することを求める。”

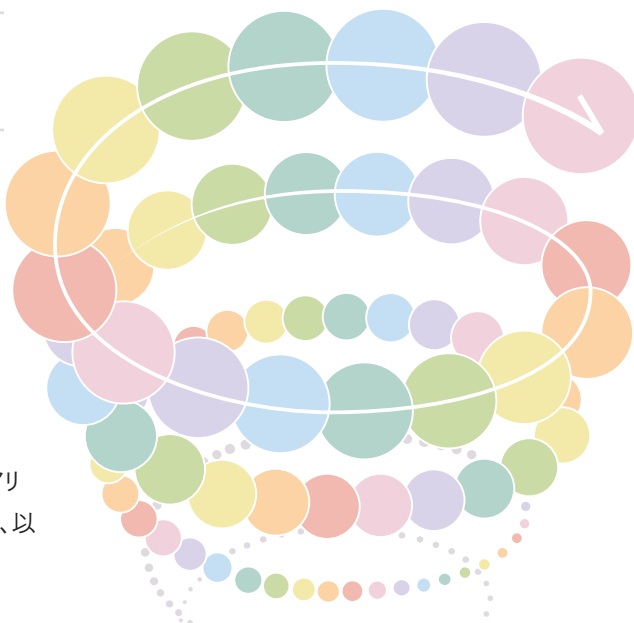
6 包括的性教育の義務教育への導入を

日本では近年、性暴力予防の取り組みとして「生命（いのち）の安全教育」が導入されています。これは国際人権基準が示す性的暴力・ジェンダーに基づく暴力対策の一部に位置づけられます。しかし国際的には、暴力予防教育は包括的性教育やジェンダー平等教育と一体的に実施されることが求められており、日本においてもこれらを統合した取り組みが求められています。

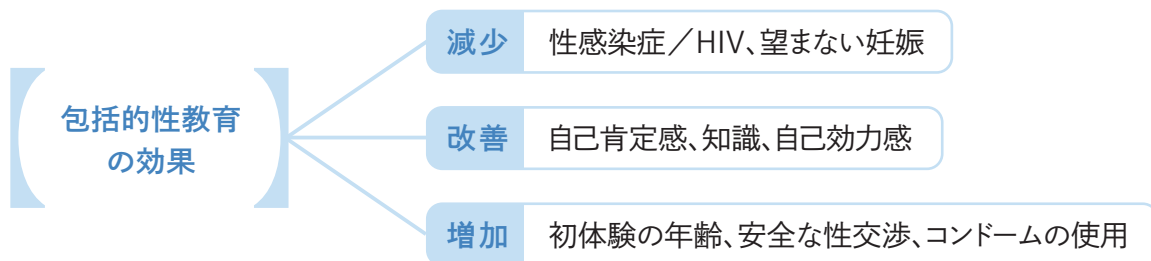
スパイラル型カリキュラムアプローチで 繰り返し学ぶ

包括的性教育は、身体や生殖の仕組みだけでなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等など幅広いテーマについて、5歳から18歳以上を対象に、発達段階に応じて、以前の学習に積み上げながら繰り返し、より深く学習するよう設計されたカリキュラムを通して学びます（スパイラル型カリキュラムアプローチ）。

ユネスコが2018年に発行した、改訂版「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」は、包括的性教育の学習内容として、以下の8つのキーコンセプトを立てています。

- 
- 1 人間関係
 - 2 価値観、人権、文化、セクシュアリティ
 - 3 ジェンダーの理解
 - 4 暴力と安全確保
 - 5 健康とウェルビーイングのためのスキル
 - 6 人間のからだと発達
 - 7 セクシュアリティと性的行動
 - 8 性と生殖に関する健康

包括的性教育には以下のような効果があることが実証されています。



参照: UNICEF "The opportunity for digital sexuality education in East Asia and the Pacific"

包括的性教育の実施に向けた地方の挑戦

宮崎市では、市立小中学校の9年間を通して学ぶ包括的性教育の手引(以下、「手引」)が2026年3月に宮崎市教育委員会によって作成されました。2026年度はモデル校、2027年度からは全校で段階的に取り組んでいくとし、包括的性教育推進を次のように宣言しています。



“これまでの学校教育では、子どもたちが直面する現代的な課題に対して、必ずしも十分な指導ができていない側面がありました。こうした現状を打破し、子どもたちの「今」と「未来」を守るため、宮崎市では、子どもたちが発達段階に応じて、性に関する科学的に正しい知識を学び、生命尊重、人格尊重、ジェンダー平等の精神に基づいて、自分で考え、判断し、行動できる力を育む「包括的性教育」を強く推進します。”

「手引」p3「はじめに」より抜粋

国際セクシュアリティ教育ガイダンスのキーコンセプトと宮崎市カリキュラムとの関係

学年		1年	1年	1～2年	1～2年	2年	2年	2年		6年	6年	6年
教科		道徳	学級活動	生活	学級活動	道徳	学級活動	学級活動		体育(保健)	道徳	学級活動
1	人間関係	●		●	●	●	●	●	...		●	
2	価値観、人権、文化、セクシュアリティ			●	●	●	●			●		
3	ジェンダーの理解	●				●						
4	暴力と安全確保		●		●			●				
5	健康とウェルビーイング(幸福)のためのスキル	●	●	●	●			●		●	●	
6	人間のからだと発達	●	●	●		●	●	●				
7	セクシュアリティと性的行動									●	●	
8	性と生殖に関する健康									●		

性に関する正しい知識

「手引」の学習指導案(小学校1～3年生、小学校4～6年)をもとに作成



また、愛媛県宇和島市では、性的自己決定能力を育むための性教育プロジェクト(「こころまじわうプロジェクト」)を2020年に立ち上げ、教科等横断的な年間指導計画(カリキュラム・マネジメント)を立て、中学校を中心に行っています。

あなたの住む市町村ではどのような性教育が行われていますか？

7 性的暴力根絶に向けて

「No Means No」から「Yes Means Yes」へ

性的暴力は最悪の形態のSRHRの侵害のひとつです。日本では、2017年に刑法の性犯罪規定が110年ぶりに大幅改正されました。従来女性しか対象としていなかった強姦罪から性別規定を撤廃した「強制性交等罪」が成立、さらに2023年の再改正では「不同意性交等罪」が成立するとともに、性的同意年齢が13歳から16歳に引き上げられ、公訴時効は従来の10年から15年までに延長されました。

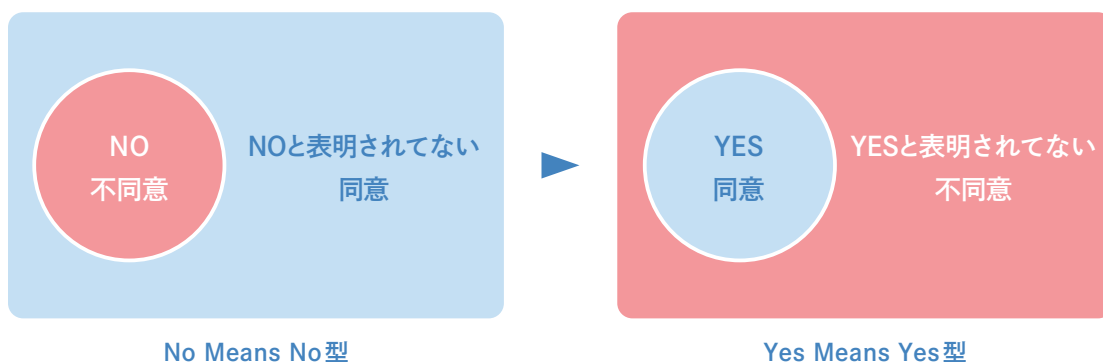


制定・改正年 罪名	1907年制定 強姦罪	2017年改正 強制性交等罪	2023年改正 不同意性交等罪
手段	暴行または脅迫		同意しない意思を形成、表明、まっとうすることが困難な状態にさせる
性的同意年齢	13歳		16歳
公訴の提起	親告罪	非親告罪	
公訴時効	10年(1922年、旧刑事訴訟法制定まで) →7年(2004年、現行刑事訴訟法改正まで)→10年		15年
被害者	女性	性別を問わない	

「性的同意」のない性的な行為が犯罪化されたことは大きな前進です。しかし、加害者側が「被害者も同意していた」と誤って信じていた「同意誤信」の場合には処罰されないなどの限界があり、現在の「No Means No(性行為に同意しないことの表明)」から「Yes Means Yes(性行為に明確に同意することの表明)」をもって「性的同意」であるとする必要があります。

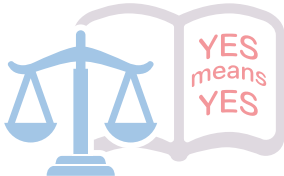


青色●が「性的同意」、赤色●が「不同意=性的暴力」の範囲とされる



参考: Indiscrete: How Typical College Student Sexual Behavior Troubles Affirmative Consent's Demand for Clear Communication

Yes Means Yes 型を採用している国



近年、刑法性犯罪において性的同意を重視する改正を重ね、「No Means No型」から「Yes Means Yes型」を採用する国が増えてきています。

国（制定・改正年）	特徴
カナダ（2018年）	早い時期から合意を「 当該性的行為に対する自発的な同意 」として定義、積極的同意の証拠がないと「同意していた」は認めない
スウェーデン（2018年）	自発的に参加 していない者との性交＝レイプとする 言葉・行為・その他の任意（自発性）の表現の有無が考慮される
スペイン（2022年）	自由に表明された同意のみが同意 “Only yes means yes”法として知られる
フランス（2025年）	同意は、 自由に・情報に基づき・具体的であり・事前になされ・撤回可能でなければならない とされる

その他、デンマークやフィンランドも「Yes Means Yes型」の刑法を採用しています。

公訴時効のさらなる延長、撤廃を

加害者から植え付けられた恥や恐怖、自責感などから性的暴力の被害を認識し訴えられるまでに年月を要することは珍しくありません。NGOが実施したアンケートによると、挿入を伴う性的暴力の799件中、被害を認識するのに16年以上かかったケースは119件に上ります。*

*出典:Spring
『性被害の実態調査
アンケート結果報告書』
(2020)

性的暴力の根絶に向けて、公訴時効のさらなる延長、撤廃の検討が必要です。

米国3州（ミシガン・カリフォルニア・NY）、英国、カナダ	公訴時効なし
フランス	20年/被害者が18歳未満の場合、18歳を起点とし30年 (48歳まで公訴可能)
ドイツ	20年/被害者が30歳に達するまで進行停止し、その後20年 (50歳まで公訴可能)
日本	15年/被害者が18歳未満の場合、18歳を起点とし15年 (33歳まで公訴可能)

挿入を伴う性犯罪に対する公訴時効の比較（米国、フランス、ドイツについては性犯罪に関する刑事法検討会第7回会議（令和2年10月20日）の「資料47」を参照。英国、カナダはレイプを含む重罪に公訴時効がない。

おわりに

私たちの尊厳の根幹としてのSRHR

2024年10月、女性差別撤廃委員会による第9回日本政府報告書審査における日本政府との「建設的対話」でのことです。ある委員は、日本が中絶を受ける女性に対して配偶者の同意を義務付けている世界でわずか11か国のうちの一つであり、また、主要7か国(G7)の中では唯一であることに触れ、「**現代的な国家であり、先進的な経済を有し、世界有数の経済大国の一員である国として、そのような要件を維持していることは、極めて異例に思われる**」と驚きを隠しませんでした。そして、「**これまでの勧告**」を真摯に検討することを求めました。2016年の第7・8回日本政府報告書審査でも配偶者同意要件の撤廃は勧告されていたにもかかわらず、何も進展がなかったことが国際社会に示された瞬間でした。

1994年の国際人口開発会議(ICPD)以来、世界各国がSRHRの保障に向けて前進する中で、「これまでの勧告」が繰り返される日本は、この他にも性暴力への対応、包括的性教育、SRHサービスへのアクセス、多様な性の尊重などにおいて国際的な潮流から大きく立ち遅れた状況にあります。

国際社会においても前進の道筋は決して平坦なものではなく、「伝統」や「文化」の名の下に表現される頑迷な反発や抵抗とのせめぎあい、気候危機、パンデ

ミック、武力紛争、自然災害といった危機における停滞や後退、生成AIなどの技術革新がもたらす新たな暴力など、多くの困難とぶつかりながらの歩みであり、今後も新たな課題に向き合い続けなければなりません。

そのような困難な道のりのなかで、世界各地では市民社会、研究者、医療・保健従事者、教育関係者、政策担当者、そして当事者たちが協働しながら、少しずつ制度や社会を自分たちが使いやすいように変えてきました。各国の歩みにヒントを得ながら、また、互いに手を携えながら、私たちもまた、一つずつ壁を乗り越える必要があります。

SRHRの根底にあるのは、自らの身体と人生について主体的に選択する権利です。「**わたしの身体はわたしのもの**」と言えること、それは私たちの尊厳の根幹であり、誰もが社会の中で自分らしく生きるための前提となるものです。

子どもや若者、高齢者、女性、男性、多様な性を生きる人々、障害のある人々、移住者や外国ルーツの人々など、あらゆる人がSRHRを享受できる社会の実現に向けて、本冊子が、SRHRについて理解を深めるきっかけとなり、政策立案や報道、教育、医療、地域活動など、それぞれの立場から行動を考える一助となれば幸いです。

誰もが、自分らしく、自分の性と身体を生きていくために
国際人権基準に基づくSRHRハンドブック

2026年7月1日 発行

発行者 公益財団法人ジョイセフ

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町12-3 AOIビル3階

TEL 03-5312-5090

<https://www.joicfp.or.jp>



制作 一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）

デザイン 沈香福



本冊子は、日本におけるすべての人のSRHRとジェンダー平等のためのセクター間連携事業（SRHR for ALLアクション!）の活動の一環として制作されました。

© 2026 JOICFP All rights reserved.

本冊子の無断転載・複写・複製を禁じます。

Sexual and Reproductive Health and Rights

性と生殖に関する
健康と権利